

基 調 講 演

「わが国における学校危機管理への取り組みの現状と課題」

文部科学省 スポーツ・青少年局 体育官
戸 田 芳 雄

【司会】

本センターのセンター長元村より学校危機メンタルサポートセンターの活動等、今後の課題について報告させていただきました。続いて、本フォーラムの基調講演と致しまして、戸田芳雄先生に『わが国における学校危機管理の取り組みの現状と課題』についてご講演いただきます。戸田先生について簡単にプロフィールをご紹介致しますと、戸田先生は山形県のご出身で、現在文部科学省のスポーツ・青少年局の体育官をなさっていらっしゃいます。戸田先生は昭和46年に山形県の公立の小学校の教諭、中学校の教諭を経られて山形県教育庁の指導主事、上山市の教育委員会の学校教育課長などをされ、平成6年より現在の文科省、当時の文部省体育局学校健康教育課強化調査官としてご活動になっておられます。そのあと平成14年度からスポーツ・青少年局の体育官となり、現在に至っておられます。たくさんの著書がございますが、いくつかご紹介したいと思います。新しい体育科の授業をつくる…、新しい保健体育科の授業をつくる…、その他、初等教育資料とか中等教育資料などで学校保健、学校安全の…、教育課程関係の著書を多数ご出版なさっています。現在の職務のことについては、先生の方からも色々とお話があると思うのですが、今日ご参加の先生方もご存知のように、「生きる力を育む学校での安全教育」、「不審者侵入時の危機管理マニュアル」、「学校における安全管理取り組み事例集」などの企画・編集を担当されているということです。では、戸田先生、基調講演をよろしくお願いします。

【戸田】

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、文部科学省スポーツ・青少年局体育官の戸田でございます。特に今教科では体育・保健体育を担当しております、領域的には学校健康教育で学校保健・学校安全を主に担当し、先生方をバックアップするという仕事をさせていただいているところでございます。特に今日お話しすることは、子ども達の犯罪被害の防止ということが一躍

クローズアップされておりますけれども、そのことを中心にしながら、わが国における学校危機管理への取り組みの現状と課題について、時間が短いので駆け足になるかと思いますが、お話をさせていただきたいと思います。のちほど非常に幅広い立場からの危機管理について、専門家の先生方からお話がありますので、私のところは前座だと思って気楽にお聞きいただければありがたいと思っております。

ここに書いていないところから入りますけれども、学校の安全に係わって特にお話をさせていただく時には先生方や関係の皆様に必ずお願ひしていることがございます。1つは、犯罪被害も含めて事件や事故というのは、いつでもどこでも誰にでも起こりうるという認識を先ず持っていただきたい。自分の学校では起こらない、私はそんなことにはならないというような認識を持つてしましますと、そういう芽があっても或いは要因があっても気づかずに、従って対策も全然講じないで突然出会ってしまってパニックになってしまふ、重大な怪我をしたり場合によっては亡くなるというふうなこともありうる。先生方にはいつでもどこでも事件というのは起こりうるのだ、誰にでも起こりうるのだということを先ず認識していただきたい。それから、いつでもどこでも誰にでも起こりうるという事故や災害というのは、常に重大になりうる側面を持っているのだということを付け加えてご認識いただきたい。これは交通事故ですと、例えばヒヤリ体験・ハット体験というのはたまたま自転車で行った交差点で、たまたま止まらなければいけないのに安全も確認しないで飛び出しました。そうすると車がずうっと右から走ってきて、寸前でブレーキをかけて止まると目の前を車が通り過ぎる。そんな時は、背中から冷や汗がでますよね。そういう経験はございませんか。或いは逆に車で自分で運転して行って、歩行者が飛び出そうとしたり自転車が来たり、そういうのでいわゆる被害はなかったけれどもアクシデントで事故でペナルティーはあるわけです。そういうヒヤリ体験・ハット体験というのは、たまたまヒヤリ体験・ハット体験でとどまっているのであって、もしかするとそれが死亡事故、ほんのわずかの違いで、色々な条件の違いで、死亡事故にもなりうるという、事件や事故というのはそういう側面も持っているということです。

犯罪被害などで申しますと、色々なことがあるわけですが、最近のことだけ1つ申し上げますと、横浜市内のある小学校で不審者に侵入されました。やはり門が開け放しで、誰も勿論監視はしていないという中で、確か4階あたりまで侵入されたのです。凶器を持っていたということです。子どもが非常通報装置を鳴らして、先生方が駆けつけてということでした。ある意味ではヒヤリ体験です。これはもう黙って考えるとおわかりますけれども、何人か子どもがいたそうですから、もしかすると重大な殺傷事件になったかもしれないということなのです。だから、そういう事件や事故が起った、或いは新聞等で自分の学校でない所で起った時に、残念ながら自分の学校ではどうするのかということを本気で考えていただかないといけない時代に状況になってきているということなのです。そういう、いつでもどこでも誰でも起こりうる、そして常に重大な面側面を持つ

ている事故災害というのは、最後のこのところが重要なのですけれども、私達の努力によって被害を免れたり軽減したりすることができるということです。これは様々な体験の中でこれまで教訓として生かされてきているところです。私達の努力というのは何かというと、学校ですと主として教育指導です。それに教育と表裏一体となる安全管理と組織活動です。現在、学校は先生方だけではなくなかなか守りきれない状況があります。そういう時に他の助けを求める、連携してみんなで子ども達を守る、学校で先生方も含めて学校・子どもを守るというような具合にならなければいけない。それは保護者にご協力いただく、地域の方々からご協力いただく、地域の関係機関である警察とか消防署とか様々な所からもご協力をいただいて連携をしながら進めていかなければならない。そういう取り組みを本気で進めていますが、先程言いました被害体験があつたり、場合によっては大きな事件・事故が起こったりするわけです。大きな事件・事故が起こる、或いはヒヤリ、ハットが起こるというのはどこかに何か隙があるのか、犯罪を許す隙間があるわけです。その隙間を二重三重にもハードなりソフトなり両面で組み合わせながら対策をやつていかなければなりません。それをやつた数だけ或いは質だけ、本当に危機管理意識を高めて、そういうことをきめ細かくやることによって子ども達の安全、先生方の安全も含めて学校子どもの安全・安心が保たれるのではないかと思います。これは、全ての安全教育にも全てに繋がっていく、そういう認識を共通に持つていただくことが重要なのではないかと、先ず冒頭に申し上げたいと思います。

それでは、学校でどんな犯罪が起こっているのかということですが、16年の資料はまだ警察署の方で集計ができていないと非常に複雑なものですから、15年度までのものを少しご紹介したいと思います。これは大雑把にご覧になっていただいて結構でございます。これは刑法犯です。刑法に抵触するものばかりですけれども、これで今200万件以上超えています。これは学校だけではございません。200万件というのは多いです。平成9年、10年頃のところを見ていただきますと、この辺から200万件を超えています。この辺のところから検挙率もぐうーんと下がってきておりまして、今ですと残念ながら4~5件に1件ぐらいしか解決できていないということで、実は学校だけではなくて、わが国全体の中で犯罪というのが非常に蔓延しています。毎日テレビや新聞で殺人事件或いは負傷事件があります。それもたいした理由がなく、突然衝動的に理由もよくわからない犯罪が行われるというのが結構多いということです。それでは200数十万件の中で学校でどのくらい起こっているかわかりますか。学校における犯罪ですが、13・14・15年というふうになっておりまして、15年だけ申し上げますと4万5、6千件です。200万件のうちの4万5、6千件が学校ですから、割合としては多いか少ないかと言うと、少ないのでしょうね。僕が何を言いたいかというと、少ないですけれども、実は200数十万件も地域で起こっているということなのです。その中でやはり学校だけ安全なんてことはありえないということで、4万5、6千件も起こっているという、13、14、15でも圧倒的に基本的に増加しています。このところ急激に増加をしています。ここが附属池田小学校の事

件です、13年ですからね、ぐんと上がっています。16年の概数だけ教えてくれと言ったら、4万3千件ぐらいでした。ところがまだ急激に減少するなということではないわけです。学校でも随分一生懸命に取り組んでいただいているけれども、まだまだ不充分だということがもしかするとあるかもしれません。

次の所ですと、凶悪犯の所でございますが、殺人とか強盗、放火、強姦ということが学校の中で残念ながらあるということです。この「学校」には、保育所とか各種学校とかの学校形式をとっている所はだいたい入れてますので、若干母数は小中高校、大学の学校の数よりも多くなっていると思うのですが、それでも、学校でこんな凶悪犯が多く起こっているということがわかります。はい、どうぞ。

これは粗暴犯です。暴行とか傷害とかそういうことも、ここの所は傷害のと少し減りますけれども、同じような傾向です。

これは窃盗犯。窃盗が結構多いですよね。ここが1万件ですか。学校からパソコンを盗んでいたとかいうのがありますよね。やはり多いということです。

これは知能犯です。教材の詐欺であったり、大学なんかであるのがデート商法的にターゲットを絞って、この画家は10年20年経つとすごく有名になってこの絵は2倍3倍になるよと言って4、5千円ぐらいの物を数十万円ぐらいで買わせるというようなことで、大学生などがよく騙されてるそうです。小学校・中学校ぐらいですと、門の外あたり、学校の周辺あたりで教材のチラシなどを渡して、学校の中とか周辺も含めるでしょうけれども、学校で渡したからと買わされてしまうこともあります。

これは風俗犯ですね。強制わいせつなんかも100件以上起こっています。

その他では、器物損壊が圧倒的に多く増えています。恐らく、学校では今まで少々のことは警察の方に届けないというのがあったのじゃないかと思います。ところがこんなふうになってくると、警察との連携も結構よくなっていますので、警察の方も頑張って対応してくれるし、学校の方もそれに従って通報も速やかにするということもあって増えているというのもあるのではないかと思います。

平成16年ですと、4万3千件ぐらいの犯罪刑法犯が学校で起こっている。ましてや殺人などの凶悪犯も残念ながら起こっており、学校における安全管理というものをしっかりとやらなければいけないという現状があります。

学校における安全管理は、ただ子ども達を大人が守ってあげるというだけでは駄目でございまして、子ども達を守りながらしかも子ども達を育てる、つまり、守り育てるという側面が学校では必要です。それは、管理と教育を一体的に進める中で、家庭とか地域の連携もすべきことが非常に重要なことです。

次は、これまでの安全管理の課題について述べます。そのことは、「生きる力を育む学校での安全教育」の中に盛り込んでいます。犯罪被害の防止についても随分ページをさいています。この資料は、平成13年に作ったもので、大阪教育大学附属池田小学校の事件の教訓も生かしたものとなっております。その中に、安全文化の創造とか生きる力を育むという考えを提言しております。安全管理と完全教育を一体的に進めながら、子ども達そのものが問題解決をしていくこととか、下の子を思いやるとか、生命や身体、安全、それから相手の人格や人権を尊重するような心を育てていく、つまり耕していく。文化はカルチャーですので耕すという意味で、生命や安全、身体を含めてそうですが、人格、人権、仲間を大切にするという心や態度を教育し、大人もそういう視点から管理をしていくというふうなことです。その後も残念ながら、色々な事件・事故が起こってます。しかし、例えば事件・事故が発生したあとの取り組みというのがどうも中心で、それまではどちらかと言うとあまり一生懸命に取り組みをやっていないで、事件が起ったからその事後処置というかたちで管理や規制や教育を進める。それは非常に大変なことで、これは生活習慣病とか病気と同じで、病気にならないようにするという普段の健康的な生活は大した努力でないですよね。ちゃんとバランスのとれた食事をとりましょう、普通に運動しましょう、それから休養や睡眠を充分とりましょう、それを生活リズムの中でうまく位置づけていけばお金もかかりませんし大したことないのですが、暴飲暴食をしたりとか、危険な生活リズムになった中で病気になってしまったら、もうお金はかかる、通院をしなくてはいけない、入院をしなくてはいけない、痛い思い、辛い思いをいっぱいやって、それでも完全にもしかすると治らないかもしれない。下手をすると、大変な事態になってくるというようなことです。事件事故後も全く病気と同じと思いません。ですから、病気になってしまってから治すというのは非常に大変なので、そうではなくて安全も事件・事故が発生したあとよりも事前の取り組みがより重要であると思います。例えば、年に数回実施する安全点検を形式的に行って、安全管理が終わっていないかということです。物が故障しているか、破損しているかという程度のレベルの点検だけではなく、壊れてない故障もしてない、だけど地震が来たら物が落ちてこないだろうか、倒れないだろうかという視点を1つ加えれば、防災という視点でも点検ができますよね。それからもう1つ犯罪の防止ということであれば、学校の中で死角になる所が無いか、或いは不審者が入れるような状況にしている所は無いか、あるとすればそれをどのように改善していくべきなのかという事後措置も含めてしっかりとやっているという部分はおそらく少ないのでしょうか。別の例では登下校の安全も交通安全だけではなくて、防災の視点や防犯の視点を入れるとどうなるのか、そうすると学校の先生方だけではとても無理だということもあります。そういう時に、やはり家庭や地域の方々に協力を求めて、そういう体制づくりを、立ち上げる時は大変ですけれども、そういうことが日常的に行われるような体制を作っていくとよいのではないでしようか。最初は大変ですけれども、だんだん肩の力が抜けてきて自然にできるような体制というのが無いだ

ろうかとやりながら改善していく。試行錯誤もあるでしょうけれども、警察にも協力してもらうなども含めて二重三重に取り組みを進める必要があるのではないだろうかと思っています。それから安全管理は、常に行動規制とか児童生徒の活動を制限する方向に進められていないか。つまり教育的視点はちゃんと入っているかどうかと言うと、どうも危ないんじゃないかということがあります。したがって、子どもの活動は乏しく受け身であるという中で、しかも大人の意識で大人の目でしか見てませんので、子ども側から見た危険とか安全になかなか思いが至らないような気がします。

それから、事件・事故の発生を想定した事前及び事後の教職員の役割分担、或いは果たすべき役割が必ずしも明確になっていないということがあります。例えば文部科学省では、資料として危機管理機関にマニュアルを作成しました。この「学校危機管理マニュアル」の中で、やはり各学校独自が危機管理マニュアルというが必要と言うことを強調しています。その際、県や市で作っているものを参考にするのも重要ですが、それを生かしながら学校で使えるマニュアル作りをしなければいけない。つまり学校は学校規模も違うし、幼小中高発達段階も違うし、障害児がいるいない学級・学校というのでも取り組みや対応が全然違ってきます。そういう中で自分の学校では本当にどんなことができるのだろうか、できないのだろうか、ということを真剣に考える必要があります。これは防災訓練でも同じことだと思います。そういう意味では例えば体制の整備等についても、教職員の役割分担と果たすべき役割という中で、学校でたいてい、中心に校長先生や教頭先生がいらっしゃってその中で指示を出したりすることになっている。勿論その周りにあった人から情報を入れないと無理ですが、そういうことができる状況を作りながら指示を出すわけです。そうするとやはり校長先生や教頭先生が同時に不在という状況は出来るだけ作らない。そうでないとこの作ったマニュアルそのものが機能しないマニュアルになってしまふのです。やむなくそうなることも稀にあるのでしょうかけれども、そういう場合には補充した体制をちゃんと作っておくということがないと、子どもの安全、先生方の安全も含めてなかなか対応が難しくなります。

防犯カメラとかインターフォンとかはあくまでも補助的な1つの方法ですので、特にハード面である程度そうすると先生方も安心するのですが、ハードは人が使わないとなるの意味もない。それで監視がうまくできるような体制とかを先生方でできるものはやっていただいて、足りないところは様々な形で、場合によっては警備員を雇ってやる場合もあるでしょうし、ボランティアで巡回してもらってやることもあるでしょうし、様々な方法を、やはり設備だけではなくハードだけではないソフト面、人の目で監視するということに力を入れていかないと駄目なのではないかということになります。

それから、家庭や地域社会との連携が不充分で、学校や子どもを守る取り組みの展開、情報の収集や伝達等のネットワークが確立されていないということなどもあるのではないかでしょうか。例えば、隣の学校に不審者が入り、それをすぐ近くの隣の学校が全然知らないで帰してしまったと。た

またま隣の学校の不審者が退去したのだけど、結局隣の学校の子どもが被害を受けてしまうということも、実は残念ながらあるそうです。それは、警察、学校、教育委員会がうまく連携しながら、そういう情報は近隣の学校にはいち早く連絡をする。そしてすぐに近隣の学校では対応できるようなことをやらないと、現在は交通も便利で、犯罪者等の動きが非常に速いので、それに負けない体制やネットワークを作らなければいけないということがあります。それから、地域の方々からの情報の収集を常にできるような体制ができるないだろうかと思います。非常に難しいことなのですけれども、一步一步そういうことを築いていかないとうまくいかないのではないだろうかと思います。

これから安全管理の中ではこれまで述べたような課題をいかに解決していくかというふうなことを考えていかなければならないということです。

また、事件事後の危機管理体制を整備する必要があります。「安全管理の取組事例集」の中で、危機管理のことについて述べています。詳細はそちらを参照してください。簡単に言うと、危機管理についてはこんなふうに書いてあります。これは絵だけ見てもらえるとおわかりだと思います。事故が発生するというのが真ん中です。そうすると危機管理というのは事前の危機管理、これはリスク・マネジメントという形で色々な危険が予想されるもと、その危険を見る危険の顕在的な危険、見えない危険の潜在的な危険、これは環境も行動も含めてそうですけれども、それを予測をして掘り起こして、できるだけ除いていくというのが左側のはさみでございます。そうすると事件・事故につながらない。そういうことをやっていても、犯罪をやろうとする人は隙を見つけてそれを乗り越えて来る場合もあります。そうした場合に起こった時の事後の危機管理、これはクライシス・マネジメントで起こった時にどうするかが重要です。例えば、不審者の対応マニュアルがあればそれを元にしながらやる。それは、右のはさみです。また、右のはさみをしっかりとするために、起こったらどうするかということについては、その前から備えておかなければいけない、つまり危険をできるだけ予測しておくこととか、実際に起こった時にどうするかということを訓練したりシミュレーションしておかないとパニックになってとてもできない。訓練していてさえも100%なんかできないという状況があるので、そういうことをしっかりとやっておかなければいけないということがあります。そういうことを受けて、皆さんご存知の小学校の不審者侵入時の危機管理マニュアルを作ったわけでございます。

これは危機管理マニュアルと題していますけれども、この中に特に一番最初に言ってあるのは先程も申し上げましたように、これがそっくりこのまま学校に適用できるとは言っていません。こういうふうな事柄について各学校で考えて下さいということです。

内容の初めが学校における不審者への緊急対応例で、大きなチェック項目でこれが実は目次でありフローチャートであるということでイメージ化してもらうよう工夫をしています。全くこの通りにはならないかもしれません。途中から入るという場合もありますけれども、基本的なことをこん

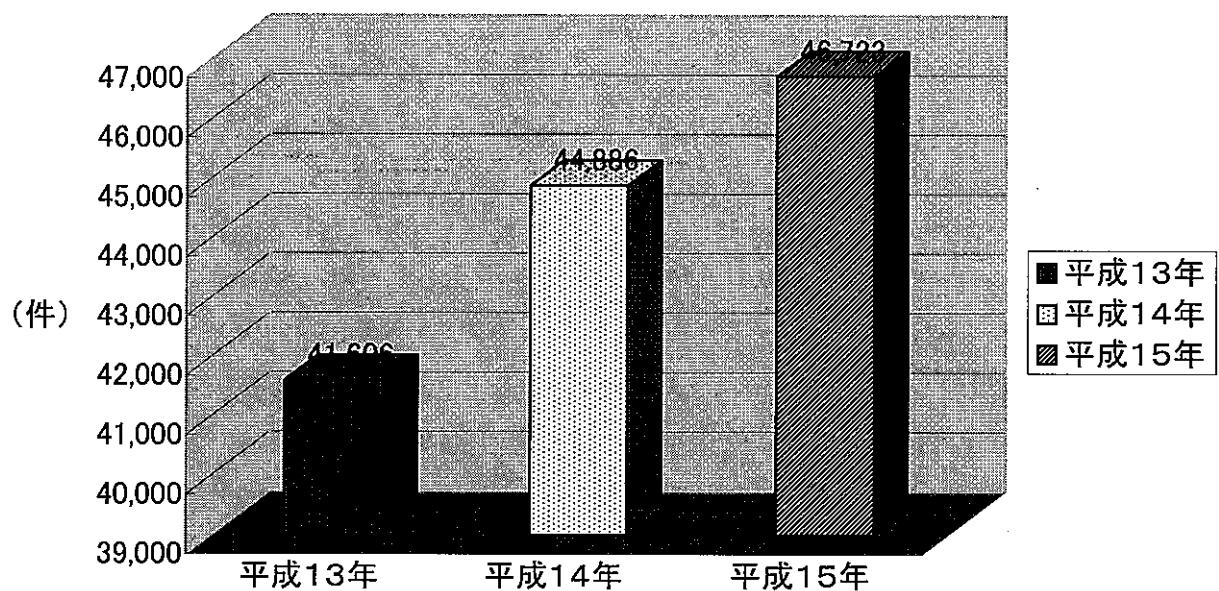
なふうに考えてほしいというので、チェックを3つ、対応を5つということで示したものです。例えば、不審者かどうかという見分け方は様々なものがあります。絵にあるようにこんな格好して入ってくる人はあまりいないようです。一応わかりやすく書いたのですけど、普通のおじさんやおばさんやお兄さんで入ってくるので、人相とかではできないのです。だから言動であるとかなんかで、声をかけたりとかあるわけです。とにかくなんの正当な理由もなく学校に立ち入ろうとする者というのをどのように分けていって対応するかということがあります。それから門はきちんと閉めるとか、場合によっては警備員等を置くとか様々な方法があると思います。それから受付のあとにも、ただ名簿を机の上にポンと置いて書いてどこどこに置いて下さいというのはチェックしたことにはならないと思います。ここにちゃんとチェックすると書いてあります。チェックするというのはあとで誰が入ったか名簿で確認するという意味ではございません。ここで一番最初で用の無い人、不審者は侵入できないようにするというのが最大のポイントです。池田小学校事件等をとっても遺族の方から何度も言われました。対応の仕方は訓練していても、不審者に中に入られるとものすごく対応がしにくくなるのです。そういうことで受付の場合も、例えば現在、付属池田小学校の事務の方は受付の方を見ながらちゃんとチェックできる体制で仕事もしているなということもあります。それがただ何にも昇降口に机を置いてフリー・パスというのはチェックにはあたりません。そのようなところはもう少し自分の学校にあわせて、門の施錠の問題とか、開いている時にはどなたか交代でもいいから立つとか、或いは自分の学級の子どもはちゃんと責任をもって出して閉めるとか、そういうところまで神経を使わないと子どもの安全が守れないような気がします。それから色々な防犯機器がありますけれども、機器は先程言いましたように、機器一人だけで起動はしません。機器というのは人が活用してこそ機能するわけとして、ハードだけに警備員さんだけに全部お任せということではなくなかなか安全というのはなかなか守れないというのが現状だろうと思っております。その他のことは、あとで学校でもう一度ご覧になっていただければというふうに思っております。

多くのことを申し上げましたが、事前・事後の危機管理というのを今は防犯の面だけで少し触れさせていただきましたけれども、それは防災についてもそうでしょうし、交通安全についても全く同じ考え方で、事前と事後の危機管理というのをハード・ソフト両面にわたって幅広く重ねていく。その重ねていく質の深さ、回数についてもできるだけ多く蓄積できればそれだけ子ども達の学校の安全・安心が高まっていくということなのではないでしょうか。冒頭に申し上げましたように、いつでもどこでも誰にでも、こういう事件や事故、災害というのは起こるのだという認識が必要であることを最後に改めて確認し、私の話を終わらせていただきます。ご静聴有り難うございました。

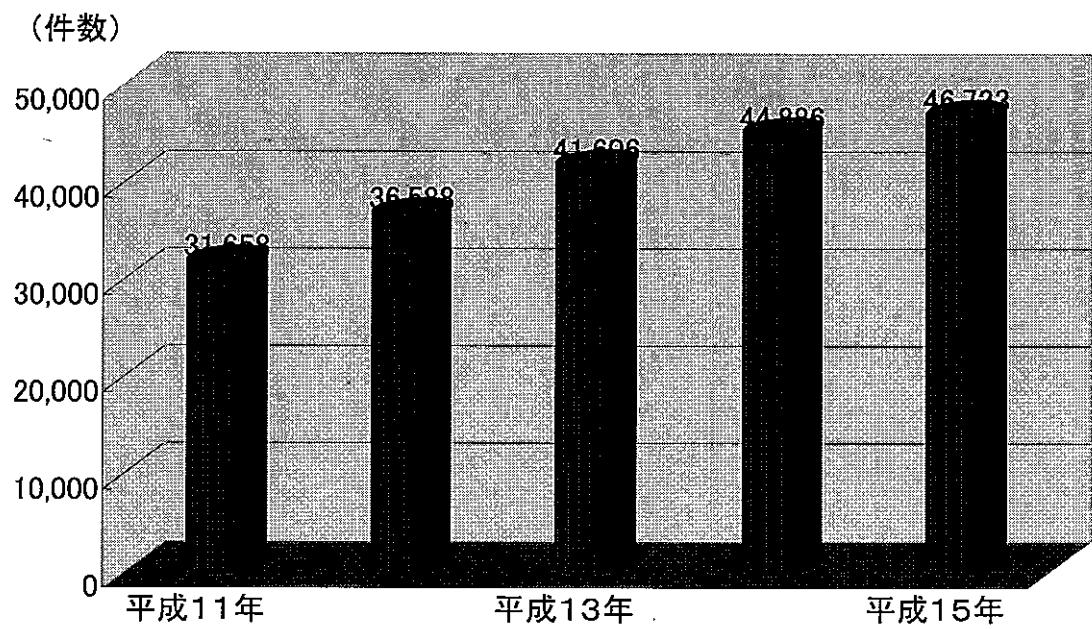
【司 会】

先生、有り難うございました。ここで休息の時間にしたいと思います。予定は2時から20分の休憩というふうになっておりますが、25分まで休憩したいと思います。ここで皆さんにお願いしたいのですけれども、この建物、大学全体が今喫煙してはいけない所になっております。煙草がほしいお方は、今日入られた入口の脇の所に煙草を吸っていただけるように場所を確保しておりますので、そちらの方でお願い致します。こちらから入口の方に行っていただく時には2階の廊下をずっと進んでいただいて下に降りていただくようにお願い致します。それから又こちらに戻って来られる時は1階の通路を通ってこちらの方に来ていただく、つまり2階と1階が一方通行で動いていただくようにお願いしたいと思います。それからお手洗いですが、この建物の2階と1階にございますので、そちらをご利用ください。もしいっぱい利用できない場合は、女性の方だけですが3階にも準備しておりますのでご利用下さい。それから施設の地図を皆さんの封筒の中に同封させていただいておりますが、その地図の1階の所に休息室を設けております。休息室には飲み物とグリコ提供のアイスクリームを準備しておりますが、特別にダイエット用のアイスクリームだそうですので、よろしければご利用いただきたいと思います。それから携帯電話は音が出ないようにしていただきますようによろしくお願ひします。それでは今から25分まで休憩したいと思います。

学校における犯罪(平成13～15年)



学校を発生場所とする刑法犯の推移



学校安全緊急アピール
—子どもの安全を守るために—
(「学校安全に関する具体的な留意事項等」の骨子)

学校による具体的取組についての留意点

◎実効ある学校マニュアルの策定

- ・実効性の高い学校マニュアルの策定。防犯訓練等で不斷に検証・改善。

◎学校安全に関する校内体制の整備

- ・学校安全担当者や委員会など校内組織の整備。学校安全に関する点検活動の日常化。

◎教職員の危機管理意識の向上

- ・学校安全の基盤は教職員の危機管理意識。実践的な研修・訓練も不可欠。
- ・「安全マップ」を作成し通学路の安全点検を行うなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくり。

◎校門等の適切な管理

- ・校内への出入口の管理は安全確保の大前提。日常点検の中でその他校内に死角がないか把握。

◎防犯関連設備の実効性ある運用

- ・機器等を設置すること自体が目的ではなく、人による適切な運用が重要。
- ・全教職員が機器等の運用方法を習得することや、日常的な点検が重要。

◎子どもの防犯教育の充実

- ・「防犯教室」や防犯訓練の実施など、子どもに対する防犯教育の充実。

◎日常的な取組体制の明確化

- ・校門の施錠などの日常的な取組体制の整備・確立。

設置者による具体的取組についての留意点

◎設置する学校の安全点検の日常化

- ・設置者の立場からの安全点検の日常化と必要な支援。点検活動への教育委員の積極的な参加。

◎教職員に対する研修の実施

- ・全教職員に対する学校安全に関する実践的な研修の実施。

地域社会に協力願いたいこと

◎学校安全の取組に御協力いただける方の組織化を

- ・各学校校下ごとに、PTAや青少年団体などを中心に、学校を支援するための組織づくり。

◎不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築を

- ・地域の特性を生かしつつ、不審者情報の共有など学校や通学路の安全確保を目的としたネットワークづくり。

◎「子ども110番の家」の取組への一層の御協力を

- ・通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たない状況を踏まえ、「子ども110番の家」の取組の一層の推進。

◎安全・安心な「子どもの居場所づくり」を

- ・「子どもの居場所づくり」を進めるに当たり、安全管理担当ボランティア指導員の配置、研修会や訓練の実施、マニュアル作成など安全管理体制の整備。

地域の関係機関・団体に協力願いたいこと

◎学校との一層の連携を

- ・防犯の観点からの教育界と警察との連携の一層の推進など、学校と地域の関係機関・団体の連携による子どもの安全を守る取組の推進。

資料 学校における安全管理の取組状況に関する調査結果

文部科学省では、学校の安全管理の徹底の一環として、学校の安全管理の取組状況に関する調査を実施した。その概要及び調査結果は、以下のとおりである。

(1) 学校マニュアルの作成の状況

○ 平成15年11月1日現在で、学校独自の「危機管理マニュアル」(以下「学校マニュアル」という。)(注)を作成している学校の割合は、全体で80.3%であり、小学校で90.0%、中学校で85.9%、高等学校で73.1%、盲・聾・養護学校で85.0%、幼稚園で61.8%となっている。

○ 学校マニュアルを作成済み又は平成15年度中に作成予定の学校の割合は、全体で96.5%であり、小学校で98.8%、中学校で97.6%、高等学校で93.6%、盲・聾・養護学校で97.6%、幼稚園で92.9%となっている。

○ 平成15年度中に学校マニュアルの作成等を行わない理由としては、「来年度以降に作成予定」、「文部科学省が作成したマニュアルをそのまま活用」、「危機管理体制等は確立しているが、それを文書化していない」などがある。

(注) 今回の調査においては、「危機管理マニュアル」の作成主体が、教育委員会など学校以外の者である場合であっても、作成主体が、当該学校や地域の実情を踏まえ、当該学校で活用することを目的として作成している場合には、「学校マニュアルを作成している」ものとして整理している。

表1 学校マニュアルの作成の状況

(単位:校)

	計 (H15.5.1 現在)	学校マニュアルを作成した学校				学校マニュアルを作成した学校	①+②		
		A 文部科学省マニュアル(注) を踏まえて新たに作成	B 文部科学省マニュアル公表以前に作成したものを、文部科学省マニュアルを踏まえて検証・見直し	C 文部科学省マニュアル公表以前に作成したものを、そのまま使用	D 平成15年度中に文部科学省マニュアルを踏まえた検証・見直しを予定				
小学校	23,169	20,842 (90.0%)	7,504 (32.4%)	10,384 (44.8%)	2,954 (12.7%)	2,686 (11.6%)	2,327 (10.0%)	2,058 (8.9%)	22,900 (98.8%)
中学校	11,031	9,474 (85.9%)	3,384 (30.7%)	4,523 (41.0%)	1,567 (14.2%)	1,366 (12.4%)	1,557 (14.1%)	1,288 (11.7%)	10,762 (97.6%)
高等学校	5,475	4,003 (73.1%)	1,385 (25.3%)	1,753 (32.0%)	865 (15.8%)	664 (12.1%)	1,472 (26.9%)	1,121 (20.5%)	5,124 (93.6%)
中等教育学校	16	10 (62.5%)	4 (25.0%)	3 (18.8%)	3 (18.8%)	3 (18.8%)	6 (37.5%)	4 (25.0%)	14 (87.5%)
盲・聾・養護学校	978	831 (85.0%)	292 (29.9%)	356 (36.4%)	183 (18.7%)	158 (16.2%)	147 (15.0%)	124 (12.7%)	955 (97.6%)
幼稚園	13,580	8,392 (61.8%)	3,587 (26.4%)	3,198 (23.5%)	1,607 (11.8%)	1,368 (10.1%)	5,188 (38.2%)	4,222 (31.1%)	12,614 (92.9%)
計	54,249	43,552 (80.3%)	16,156 (29.8%)	20,217 (37.3%)	7,179 (13.2%)	6,245 (11.5%)	10,697 (19.7%)	8,817 (16.3%)	52,369 (96.5%)

(注) 文部科学省マニュアル;

「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月文部科学省作成)

(2) 教職員の安全対応能力の向上を図るための取組の状況

○ 平成 15 年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間に、防犯に関し、教職員の安全対応能力の向上を図るための取組（防犯に関する訓練や研修等。以下「訓練等」という。）を実施している学校の割合は、全体で 62.6 % であり、小学校で 66.8 %、中学校で 62.2 %、高等学校で 48.7 %、盲・聾・養護学校で 57.3 %、幼稚園で 61.9 % となっている。

○ 平成 15 年度中に訓練等を実施済み又は実施予定の学校の割合は、全体で 94.4 % であり、小学校で 96.9 %、中学校で 94.0 %、高等学校で 85.0 %、盲・聾・養護学校で 90.4 %、幼稚園で 94.6 % となっている。

○ 平成 15 年度中に訓練等を実施しない理由としては、例えば、「来年度以降実施を予定」、「本年度は防災訓練を優先した」、「職員会議等で日常的に緊急事態発生時の対応等を協議している」などがある。

(注) 今回の調査においては、訓練等の主催者が、教育委員会など学校以外の者である場合であっても、学校がその取組に組織的に参加している場合には、「訓練等を実施した」ものとして整理している。

表 2 教職員の安全対応能力の向上を図るための取組の状況 (単位 : 校)

	計 (H15.5.1 現在)	実施した学校 ①	未実施の学校	①+②	
				平成 15 年度中に 実施を予定 ②	
小学校	23,169	15,467 (66.8 %)	7,702 (33.2 %)	6,974 (30.1 %)	22,441 (96.9 %)
中学校	11,031	6,859 (62.2 %)	4,172 (37.8 %)	3,510 (31.8 %)	10,369 (94.0 %)
高等学校	5,475	2,668 (48.7 %)	2,807 (51.3 %)	1,984 (36.2 %)	4,652 (85.0 %)
中等教育学校	16	9 (56.3 %)	7 (43.8 %)	4 (25.0 %)	13 (81.3 %)
盲・聾・養護学校	978	560 (57.3 %)	418 (42.7 %)	324 (33.1 %)	884 (90.4 %)
幼稚園	13,580	8,403 (61.9 %)	5,177 (38.1 %)	4,443 (32.7 %)	12,846 (94.6 %)
計	54,249	33,966 (62.6 %)	20,283 (37.4 %)	17,239 (31.8 %)	51,205 (94.4 %)

(3) 子どもの安全対応能力の向上を図るための取組の状況

○ 平成 15 年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間に、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組（防犯に関する訓練や子どもを対象とした「防犯教室」等。以下「訓練等」という。）を実施している学校の割合は、全体で 51.7 % であり、小学校で 53.4 %、中学校で 50.7 %、高等学校で 44.8 %、もう・朗・養護学校で 40.5 %、幼稚園で 53.1 % となっている。

○ 平成 15 年度中に訓練などを実施済み又は実施予定の学校の割合は、全体で 89.0 % であり、小学校で 91.9 %、中学校で 88.7 %、高等学校で 76.9 %、盲・聾・養護学校で 70.1 %、幼稚園で 90.4 % となっている。

○ 平成 15 年度中に訓練等を実施しない理由としては、例えば、「来年度以降実施を予定」、「子どもに過剰な恐怖心を与える恐れがある」、「生徒にそれなりの安全対応能力が備わっている（高校）」、「本年度は教職員の訓練等を優先した」、「授業等で日常的に指導している」などがある。

(注) 今回の調査においては、訓練等の主催者が、教育委員会など学校以外の者である場合であっても、学校がその取組に組織的に参加している場合には、「訓練等を実施した」ものとして整理している。

表3 子どもの安全対応能力の向上を図るための取組の状況

(単位：校)

	計 (H15.5.1 現在)	実施した学校 ①	未実施の学校	平成15年度中に 実施を予定 ②	①+②
小学校	23,169	12,368 (53.4 %)	10,801 (46.6 %)	8,922 (38.5 %)	21,290 (91.9 %)
中学校	11,031	5,591 (50.7 %)	5,440 (49.3 %)	4,198 (38.1 %)	9,789 (88.7 %)
高等学校	5,475	2,451 (44.8 %)	3,024 (55.2 %)	1,759 (32.1 %)	4,210 (76.9 %)
中等教育学校	16	5 (31.3 %)	11 (68.8 %)	7 (43.8 %)	12 (75.0 %)
盲・聾・養護学校	978	396 (40.5 %)	582 (59.5 %)	290 (29.7 %)	686 (70.1 %)
幼稚園	13,580	7,211 (53.1 %)	6,369 (46.9 %)	5,069 (37.3 %)	12,280 (90.4 %)
計	54,249	28,022 (51.7 %)	26,227 (48.3 %)	20,245 (37.3 %)	48,267 (89.0 %)

(4) 安全点検の実施の状況

- 平成14年度中に学校の安全管理に関し学校において取り組むべき事項について、点検を実施した学校の割合は、全体出96.0%であり、小学校で98.7%、中学校で97.4%、高等学校で93.0%、もう・朗・養護学校で97.0%、幼稚園で91.4%となっている。
- 平成14年度中に点検を実施しなかった理由としては、例えば、「平成15年度以降実施又は実施を予定」、「点検項目の作成・見直しを行っていたため」などがある。

表4 安全点検の実施の状況

(単位：校)

	計 (H14.5.1 現在)	実施した学校
小学校	23,266	22,966 (98.7 %)
中学校	11,033	10,750 (97.4 %)
高等学校	5,469	5,088 (93.0 %)
中等教育学校	9	8 (88.9 %)
盲・聾・養護学校	978	949 (97.0 %)
幼稚園	13,585	12,410 (91.4 %)
計	54,340	52,171 (96.0 %)

(5) おわりに

冒頭に述べたように、学校は、子どもが安全に、しかも安心して学習や活動に取り組み、伸び伸びと生活できる場でなければならないことは、当然のことであり、身につけた力を発揮し、生涯にわたり、地域社会でも安全に生活できるようにすることが必要である。しかしながら、現状の学校や地域社会においてそれが当然に確保できている状況はない。

したがって、各学校等においては、安全（防犯）教育と一体的に、多様な側面から、効果的に危機管理としての安全管理を進めなければならない。その際、家庭や地域社会と密接に連携・協力し、必要な体制を整え、効果的な対策を講じていかなければならることはいうまでもない。各学校等において、これらの解決を図るために、「安全文化」の創造を目指しながら、短期及び中・長期にわたって息長く、家庭、学校及び地域社会それぞれにおける危機管理の在り方について再検討し、互いに連携しながら主体的な取組を進めなければならないものと考える。対岸の火事と見たり、喉もと過ぎれば・・・というような姿勢とならないよう改めて教育委員会、学校初め関係各位の熱心な取組と支援・協力が望まれる。

